（要領様式第１号）

廃棄物の適正な処理の確保に関する条例に基づく公表

廃棄物の適正な処理の確保に関する条例（平成 20 年長野県条例第 16 号。以下「条例」という。）に基づき次のとおり公表し、関係図書を縦覧に供します。

５長地環第５－４号
令和６年（2024 年）２月 15 日
長野県長野地域振興局長

１　公表する内容及び縦覧する関係図書

根　拠　条　項	内容及び関係図書	公表及び縦覧するもの
(1) 条例第 33 条第１項	事業計画概要書	
(2) 条例第 37 条第２項 （第 37 条第５項含む）	事業計画概要説明会終了報告書 （勧告に基づくものを含む）	○
(3) 条例第 39 条第１項	事業計画書	
(4) 条例第 42 条第５項	見解書及び意見書（写）	
(5) 条例第 46 条第２項	最終見解書	
(6) 条例第 48 条第２項	事業計画廃止届出書	

２　公表する事項

事　項		内　容
氏名及び住所		株式会社市川商会　代表取締役　市川　真一 長野県中野市大字越 1236 番地
申請の区分（Ⅰ）		産業廃棄物処理施設の設置許可
条例第37条	①廃棄物の処理施設の設置の場所	長野県中野市大字竹原 1897 番 16 ほか ~~長野県中野市大字竹原 1724 番４ほか~~
	②廃棄物の処理施設の種類	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第７条第８号の２に規定するがれき類の破砕施設
	③処理を行う廃棄物の種類	がれき類
	④廃棄物の処理施設の処理能力	①がれき類の破砕施設（１次破砕機） 800 t／日（100 t／時　８時間稼働） ~~640 t／日（80 t／時　８時間稼働）~~ ②がれき類の破砕施設（２次破砕機） 816 t／日（102 t／時　８時間稼働） ~~960 t／日（120 t／時　８時間稼働）~~
条例第37条	⑥周辺地域の範囲及びその根拠	（範囲）中野市竹原区、長元坊区、下高井郡山ノ内町夜間瀬　神戸地区 ~~中野市竹原地区、下高井郡山ノ内町夜間瀬　神戸地区~~ （根拠）廃棄物の処理施設の設置等に係る指針第２の１(5)
	⑦関係市町村長及び関係住民の範囲並びにその根拠	（範囲）・中野市長、下高井郡山ノ内町長 ・周辺地域内に住所若しくは居所又は事務所若しくは事業場を有する者 ・周辺地域内で農業、林業又は漁業を営む者 （根拠）条例第 28 条第２項及び条例施行規則第 22 条第１号
	⑧関係住民に対する事業計画概要説明会の開催日時及び場所	（日時）１回目 平成 27 年６月 17 日（水） 6:00 から ２回目 平成 27 年７月７日（火） 19:00 から （場所）竹原研修センター （中野市大字竹原 440 番１）

	⑨事業計画概要説明会終了報告書の縦覧場所、期間及び時間	（場所）長野県北信地域振興局環境課 （期間）平成 27 年７月 24 日（金）から ８月６日（木）（土日・祝日その他の県の休日を除く。） （時間）午前８時半から午後５時まで

３　提出できる意見

今回提出できる意見	根拠	対　　　　象	意見できる内容	様式	期限及び提出先
○	第37条	○第 36 条第１項の関係市町村長 ○第 36 条第１項の関係住民	○事業計画概要説明会終了報告書の内容	15号	提出期限 平成 27 年８月６日（木） 提出先 長野県北信地方事務所環境課

＊「今回提出できる意見」に○印のあるものについて意見書の提出ができます。

注）意見提出にあたっての留意事項

・提出書類はいずれも日本工業規格Ａ列４番（折込可）とし、使用する言語は日本語とすること。
・提出方法は持参又は郵送とすること。なお、電子メール等に添付しての提出は、確実な受領が保証されたものではないため、認められないこと。